

令和3年度 第1回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和3年7月28日（水）午前10時～
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 環境水道部長挨拶
- 4 議事
 - (1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画の改定方針について
 - (2) これまでの一般廃棄物処理状況について
 - (3) 現基本計画の取組み状況について
 - (4) 令和3年度の主な取組みについて
 - (5) その他報告事項
- 5 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日まで

(順不同)

氏名	団体名等	備考
フジタ マコト 藤田 允	磐田市自治会連合会	
タマダ フミエ 玉田 文江	消費研究グループいそじ会	
テラダ ヒサ子 寺田 ヒサ子	シニアクラブ磐田市	
イトウ よし子 伊藤 よし子	いわた消費者協会	
イマイズミ カ 今泉 佳代	磐田商工会議所	
ミヤチ ヒロシ 宮地 浩	磐田市商店会連盟	
ヤマモト ソウシ 山本 壮志	磐田市大規模小売店舗連絡協議会	
イトウ シンヤ 伊藤 慎弥	中遠リサイクル協同組合	
ワタナベ カルロス 渡邊 カルロス	磐田市外国人情報窓口	
ネツ ヤスヒロ 根津 康広	磐田市議会	新規
カマダ トシミ 鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	
スズキ テツイチ 鈴木 哲一	公募	
ムトウ ミエ 武藤 美恵	公募	

(1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画の改定方針について

①改定の趣旨

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定しており、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理に関する方針を長期的・総合的視点に立って明確にするものである。

平成23年度に現基本計画を策定したが、令和3年度に計画目標年度を迎えるに当たり、改めて社会情勢、地域の実情等を踏まえて見直し、令和4年度から令和13年度の基本計画に改定する。

〈計画の内容〉

- ・基本的事項（策定の趣旨、計画の期間）
- ・ごみ処理基本計画（ごみ処理の基本方針、処理状況、基本計画）
- ・生活排水処理基本計画（生活排水処理の基本方針、排出状況、基本計画）

②本計画の位置付け

本計画は、「磐田市総合計画」、「磐田市環境基本計画」を上位計画とし、一般廃棄物対策を担う個別計画として位置付けられている。

磐田市総合計画 平成29年策定済、令和3年後期基本計画策定予定



環境対策を担う計画

磐田市環境基本計画 平成30年策定済、令和4年見直し予定



一般廃棄物対策を担う計画

一般廃棄物処理基本計画

- ・ごみ処理基本計画
- ・生活排水処理基本計画

③改定の方向性

ア 国際的な動向を踏まえた改定

- ・「持続可能な開発目標SDGs」の実現に向けた動き
- ・2050カーボンニュートラル実現に向けた動き

イ 国の動向を踏まえた改定

- ・「食品ロス削減推進法」「プラスチック資源循環促進法」等

ウ 静岡県環境基本計画、静岡県循環型社会形成計画、ふじのくに地球温暖化対策実行計画の見直しを踏まえた改定

エ 磐田市総合計画、磐田市環境基本計画等、上位計画の見直しを踏まえた改定

オ 磐田市一般廃棄物処理基本計画のこれまでの10年間の取組み状況を踏まえた改定

④磐田市一般廃棄物処理基本計画改定スケジュール

		令和3年度												令和4年度	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
		10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
一般廃棄物処理基本計画	10年間の検証 課題の洗い出し	→													
	計画案の作成		→												
	修正案の作成							→							
	パブリックコメントの実施 考え方の公表										→				
	計画の公表													●	
審議会				●	計画概要の説明 10年間の検証		●	計画案の報告		●	修正案の報告		●	最終案の報告	

⑤ 一般廃棄物処理計画関係法令（参考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第4章 廃棄物の適正処理

（処理計画の公示）

第13条 市長は、法第6条第2項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を定めたときは、これを公示しなければならない。処理計画に変更が生じたときも、同様とする。

⑥ 磐田市の一般廃棄物処理に関する計画（参考）

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物処理計画を策定している。

ア 磐田市一般廃棄物処理基本計画（平成24年度～令和3年度）

本計画は、磐田市の廃棄物行政における根幹を成すものとして平成23年度に策定した。一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理に関する方針を長期的・総合的視点に立って明確にするものである。令和3年度に改定を行う。

イ 磐田市一般廃棄物処理実施計画（令和3年度）

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度毎に一般廃棄物の収集運搬及び処分について策定している。

(2) これまでの一般廃棄物処理状況について

①ごみ排出量の推移（ごみ処理基本計画の数値目標）

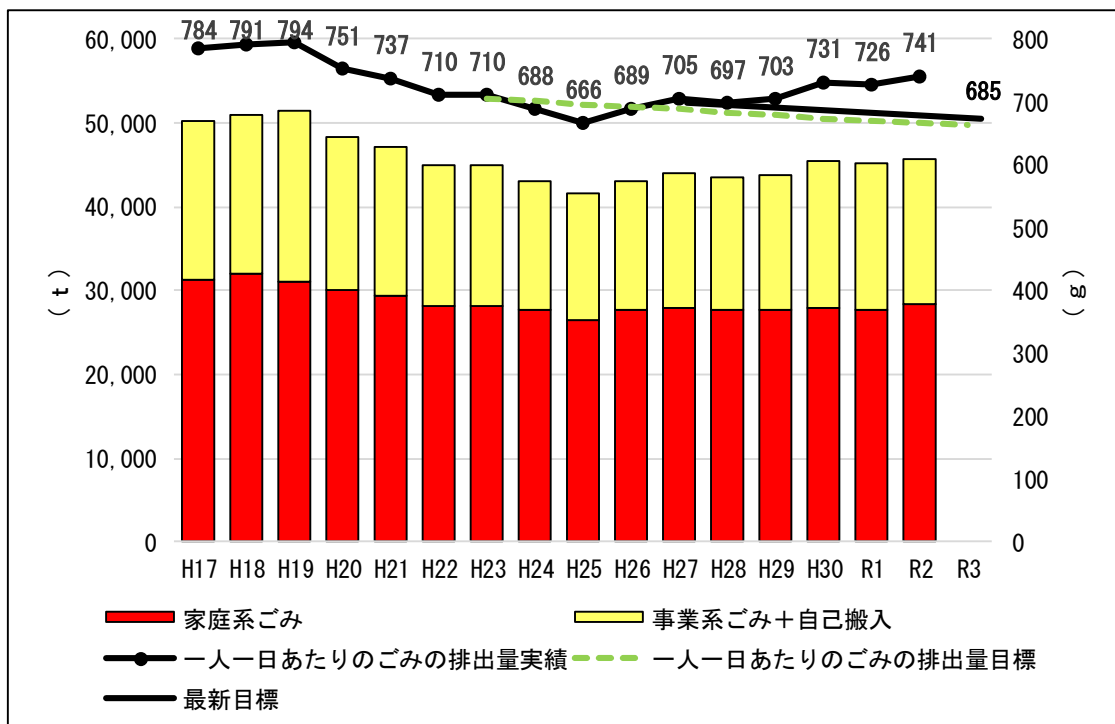
一人一日あたりのごみ排出量は、平成17年の合併以降、中長期的に見て減少傾向にある。

現計画では、平成21年度を基準年として737gだった一人一日あたりのごみ排出量を、令和3年度に基準年の10%減となる663g（平成28年度に685gに変更）にする目標を設定したが、達成は困難な状況であるため、これまでの取組みを検証するとともに、新たな施策を導入する等、一層のごみ減量に取り組む必要がある。

表1-1 一人一日あたりのごみ排出量の推移（g/人・日）

参考	H17	H18	H19	H20	H21	H22					
実績	784	791	794	751	737	710					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
目標	704	701	696	693	688	682	679	674	671	666	663
見直し目標						705	→				685
実績	710	688	666	689	705	697	703	731	726	741	

グラフ1-1



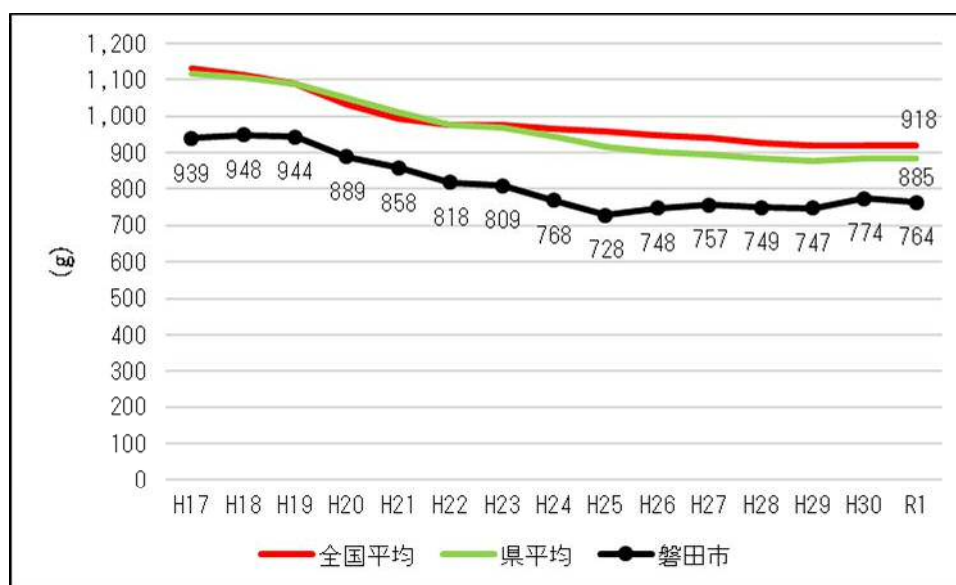
参考に全国や県内の自治体との比較では、本市の令和元年度の一人一日あたりのごみ排出量は764gであり、全国平均918g、静岡県平均885gと比較して少ない数値で推移している。

なお、今回参考としている環境省の一般廃棄物処理実態調査は、古紙等の集団回収量を含んだ数値であるため、前ページの一人一日あたりのごみの排出量の数値とは一致しない。

表 1-2 一人一日あたりのごみ排出量の全国平均、県平均との比較 (g/人・日)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22				
全国平均	1,131	1,115	1,089	1,033	994	976				
県平均	1,117	1,107	1,089	1,049	1,012	975				
磐田市	939	948	944	889	858	818				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
全国平均	975	964	958	947	939	925	920	918	918	
県平均	968	943	917	902	896	886	878	886	885	
磐田市	809	768	728	748	757	749	747	774	764	

グラフ 1-2



※一般廃棄物処理実態調査（環境省）より

環境省の実態調査のごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

②資源化率の推移（ごみ処理基本計画の数値目標）

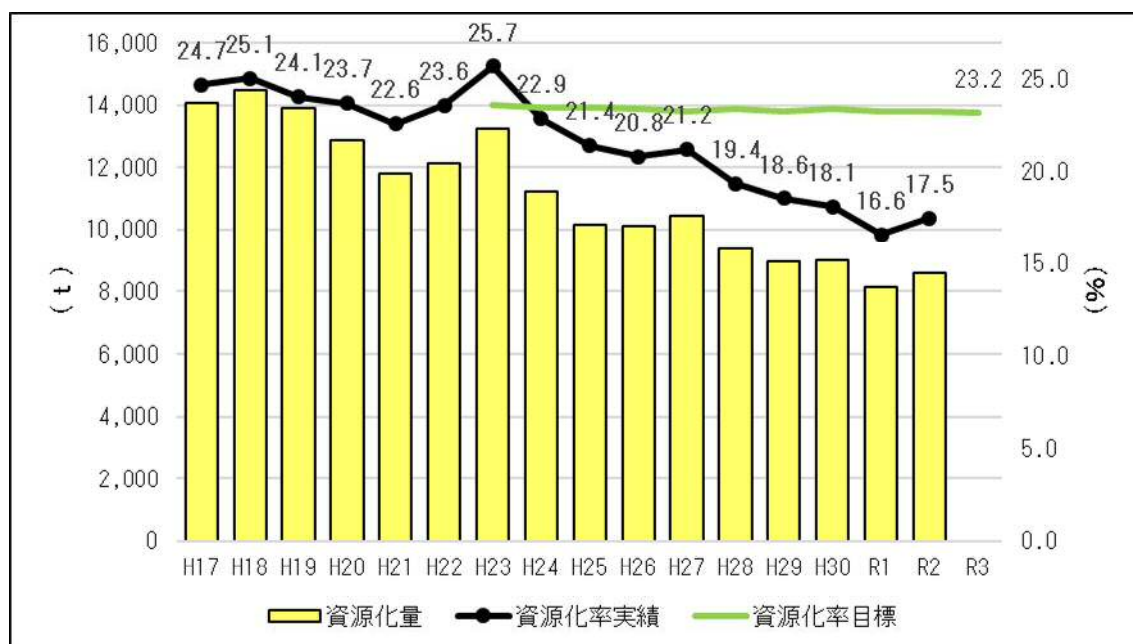
資源化率は、古紙のコンテナ等、民間の資源物回収拠点の整備が進み、地域団体が実施する古紙等の集団資源回収量が減少傾向にあるため、減少している。

現計画では、平成21年度を基準年として22.6%だった資源化率を、令和3年度に23.2%にする目標を設定したが、達成は困難な状況であるため、今後も資源物の排出環境の更なる充実や、令和3年度から本格的に取り組む磐田市クリーンセンターの焼却灰の資源化委託等により、資源化率の向上に取り組む必要がある。

表2 資源化率の推移（%）

参考	H17	H18	H19	H20	H21	H22					
実績	24.7	25.1	24.1	23.7	22.6	23.6					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
目標	23.6	23.5	23.5	23.4	23.3	23.4	23.3	23.4	23.3	23.3	23.2
実績	25.7	22.9	21.4	20.8	21.2	19.4	18.6	18.1	16.6	17.5	

グラフ2



$$\text{※資源化率} = \frac{\text{（資源化物量} + \text{古紙等集団資源回収及び拠点回収量} + \text{焼却灰等資源化量）}}{\text{（ごみ排出量} + \text{古紙等集団資源回収及び拠点回収量）}} \times 100$$

③最終処分量の推移（ごみ処理基本計画の数値目標）

最終処分量は、平成26年度に家庭ごみの分別区分を変更し、最終処分場に埋め立てていた硬質プラスチック等の「破砕ごみ」を「可燃ごみ」へ変更したため、大幅に減少している。

現計画では、平成21年度を基準年として2,672tだった最終処分量を、令和3年度に2,250tにする目標を設定し、達成見込みであるが、最終処分量を更に減らすため、埋め立てごみの資源化や更なるごみの減量に取り組む必要がある。

表3 最終処分量の推移（t）

参考	H17	H18	H19	H20	H21	H22					
実績	4,608	3,711	3,822	2,538	2,672	2,348					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
目標	2,330	2,320	2,320	2,300	2,290	2,270	2,300	2,280	2,280	2,270	2,250
実績	2,596	2,316	2,151	840	845	836	827	1,029	735	861	

グラフ3



④水洗化人口、処理率の推移（生活排水処理基本計画の数値目標）

水洗化人口は、平成 22 年度 128,142 人、処理率 77.0%から令和 2 年度 146,958 人、処理率 87.0%となった。

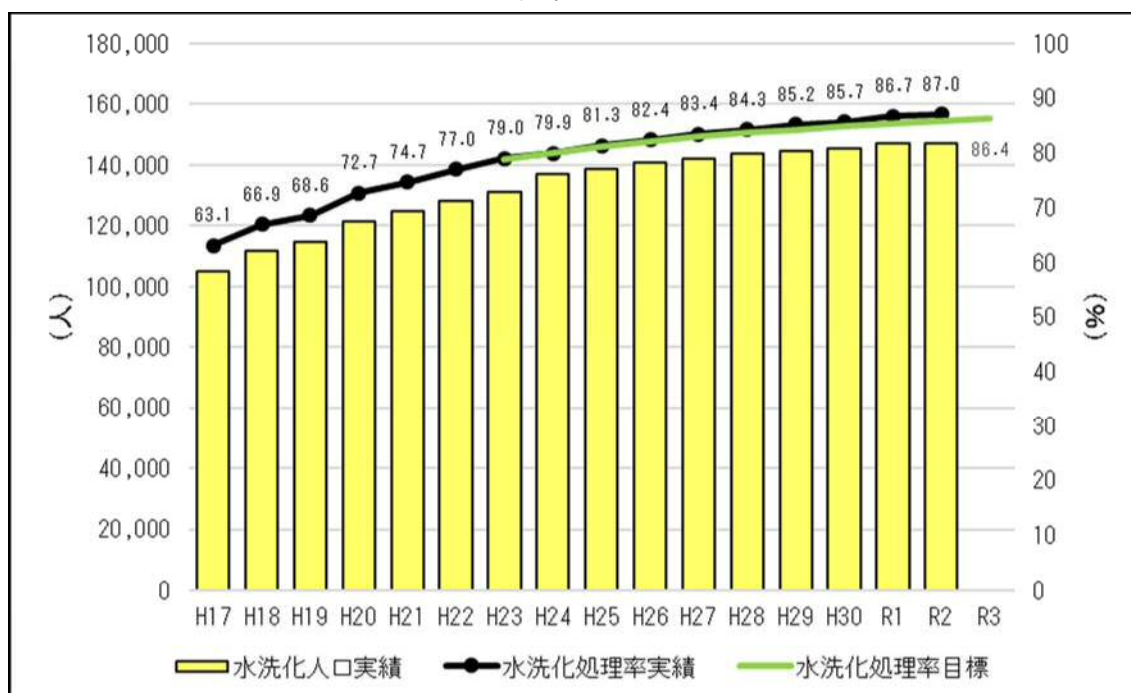
平成 22 年度を基準年として 77.0%だった水洗化処理率を、令和 3 年度に 86.4%にする目標の達成ができた主な要因としては、下水道整備面積を 3,393ha まで進めたことや、下水道整備区域における接続の推進、区域外における合併処理浄化槽への転換促進を継続的に行ったことが挙げられる。

今後も、下水道整備区域内での接続推進や、区域外での汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

表 4 水洗化人口、処理率の推移（人・%）

参考	H17	H18	H19	H20	H21	H22
実績(人)	104,914	111,604	114,592	121,422	124,612	128,142
実績(%)	63.1	66.9	68.6	72.7	74.7	77.0
	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実績(人)	131,248	137,086	138,842	140,611	142,116	143,732
目標(%)	78.7	80.0	81.1	82.1	82.9	83.7
実績(%)	79.0	79.9	81.3	82.4	83.4	84.3
	H29	H30	R1	R2	R3	
実績(人)	144,758	145,464	147,079	146,958		
目標(%)	84.3	84.9	85.4	85.9	86.4	
実績(%)	85.2	85.7	86.7	87.0		

グラフ 4



⑤ごみ処理経費と一人あたりのごみ処理経費の推移（参考）

一人あたりのごみ処理経費を除くごみ処理経費は、平成 17 年度以降、概ね 8,000 円前後で推移している。

なお、建設改良費にかかるごみ処理経費は、平成 20 年度から平成 23 年度にかけては現クリーンセンター建設関連経費、平成 29 年度から令和元年度は旧クリーンセンター解体関連経費のため増加している。

今後も、ごみ処理経費の抑制のため、更なるごみ減量と効率的なごみ処理に取り組む必要がある。

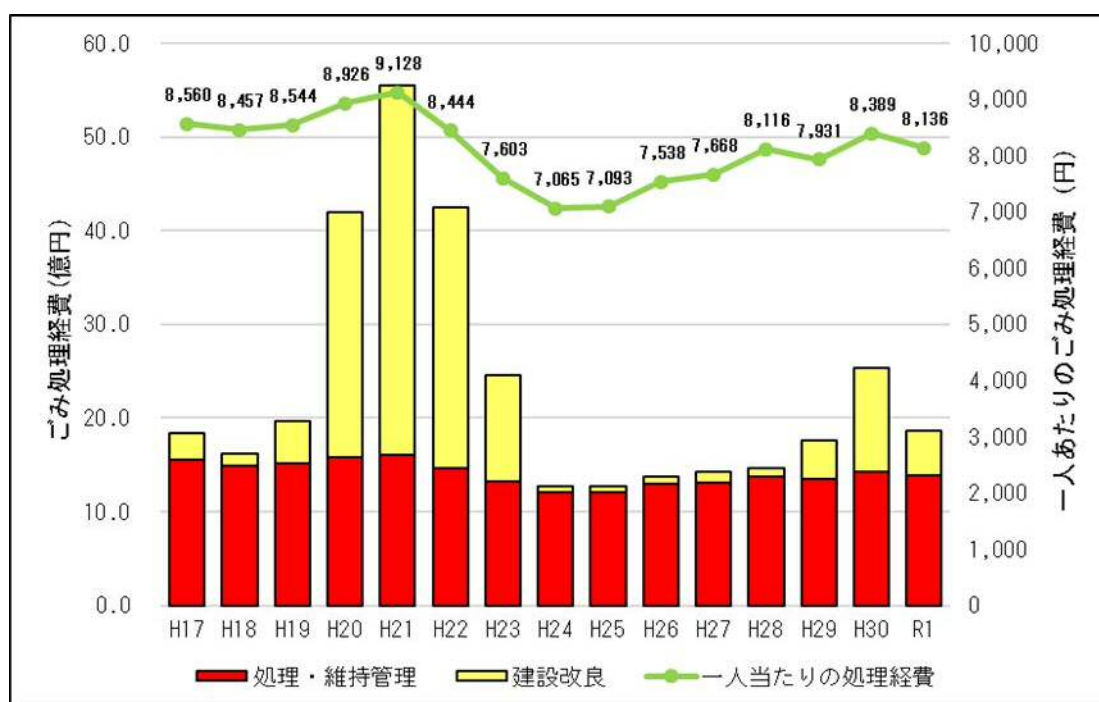
表 5-1 ごみ処理経費の推移（億円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22				
実績	18.4	16.2	19.7	41.9	55.5	42.5				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
実績	24.5	12.7	12.7	13.7	14.2	14.7	17.6	25.3	18.6	

表 5-2 一人あたりのごみ処理経費の推移（円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22				
実績	8,560	8,457	8,544	8,926	9,128	8,444				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
実績	7,603	7,065	7,093	7,538	7,668	8,116	7,931	8,339	8,136	

グラフ 5



※一人あたりのごみ処理経費＝処理・維持管理費÷人口

※一人あたりのごみ処理費に建設改良費は含まない。

⑥家庭から出る可燃ごみの内訳（参考）

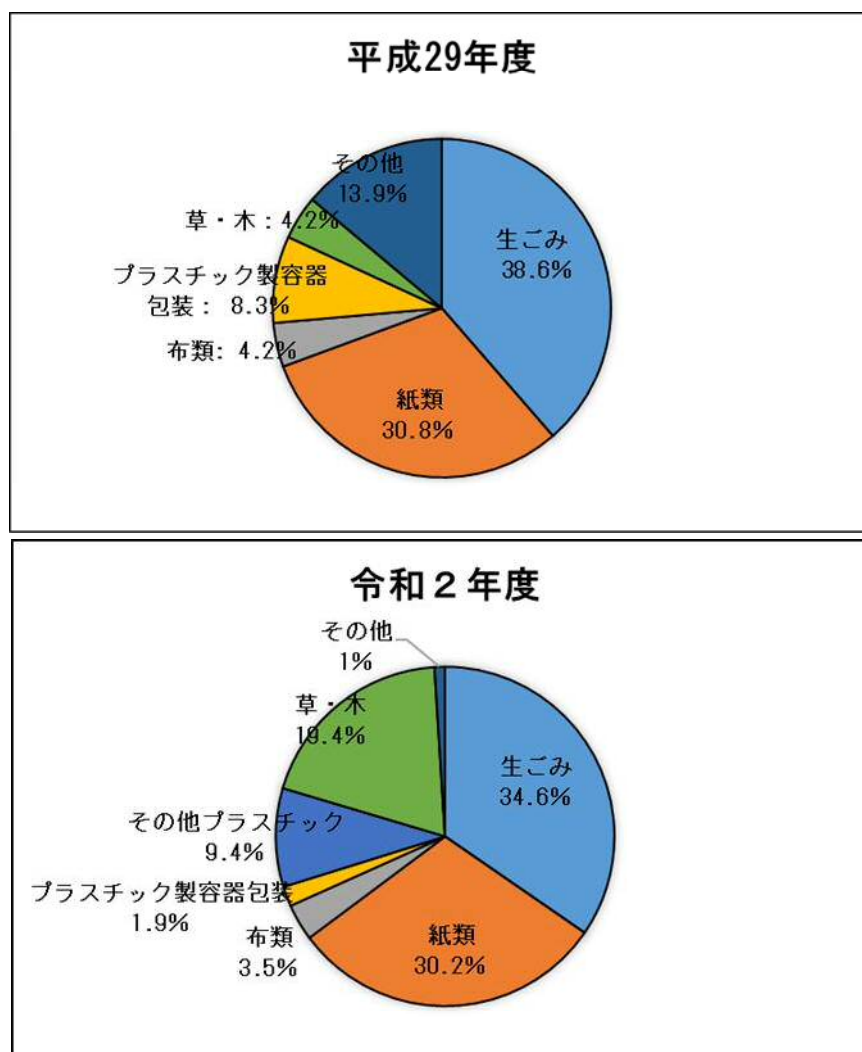
平成29年度から新たに取り組んだ家庭から出る可燃ごみ内容物調査の結果によれば、生ごみが約3割から4割、紙類が約3割であり、この2つを合わせると全体の約7割程度を占めている。

ごみの減量に関しては、生ごみと紙類の減量が効果的であり、これらの減量に取り組む必要がある。

表6 家庭から出る可燃ごみ内容物調査の結果（％）

	生ごみ	紙類	布類	プラスチック 製容器包装	その他 プラスチック	草木	その他
H29	38.6	30.8	4.2	8.3	—	4.2	13.9
R2	34.6	30.2	3.5	1.9	9.4	19.4	1.0

グラフ6



(3) 現基本計画の取組み状況について

現基本計画（平成24年度から令和3年度）に定めた具体的施策の取組み状況は以下のとおりである。

今後も、着実な成果を上げるため、それぞれの具体的施策を改めて検証するとともに、新たな施策を検討し取り組む必要がある。

表7 具体的施策の取組み状況

区分	状況	件数
○	予定通り実施したもの	29件
△	実施したが検討、調整を要するもの	2件
×	未実施のもの	0件
□	新たに実施したもの	5件
合計		36件

①ごみの排出抑制・再資源化の推進

ア リデュース（発生抑制）対策

項目	具体的施策	取組み状況
広報・ 教育・ 啓発活動	1 磐田市生涯学習出前講座の実施	○ 地域に出向き、ごみ減量やリサイクルについての説明会を実施している。
	2 夏休み親子ごみ探検教室の開催	○ 小学生とその保護者を対象とした体験型の学習を開催している。
	3 その他説明会、施設見学会、体験学習会等の実施	○ 磐田市クリーンセンターの施設見学会、小中学生を対象としたごみの分別説明会を実施している。
	4 ごみ処理有料化の検討	○ 審議会で検討を行い、有料化よりも分別の徹底や3Rの推進の意見が多かった。(H22)
	5 生ごみ水切り運動の実施検討	○ 可燃ごみの排出量削減のため、しっぺいのロゴ入り「生ごみ水切り器」を希望する市民に無料で配布した。(H25)
	6 市ホームページ、「広報いわた」を通じたごみの減量に関する情報発信	○ 随時、ごみ分別アプリやSNS等も利用し、ごみの出し方やごみの減量等について、発信している。

項目	具体的施策		取組み状況
広報・教育・啓発活動	7	一般事業所への環境ISO、エコアクション21の啓発	○ エコアクション21の認証を初めて取得する市内事業者に対し、取得に要した経費の半額（上限50,000円）を補助している。
	8	ゼロエミッション推進への啓発	△ ゼロエミッションに向けた焼却灰やガラス、陶器の資源化の検討を踏まえ、令和3年度以降、本格的に取り組む。

イ リユース（再使用）対策

項目	具体的施策		取組み状況
広報・教育・啓発活動	9	バザー、フリーマーケット等の情報発信	○ ごみ分別ガイドブックにリサイクルショップ等を掲載し、リユースへの啓発をしている。
	10	リサイクルバンク「マガモ」の利用促進のための情報発信	○ ごみ分別ガイドブックに掲載し、リユースへの啓発をしている。

ウ リサイクル（再生利用）対策

項目	具体的施策		取組み状況
分別収集の実施	11	資源にするごみの分別収集実施	○ 資源にするごみを7種類に分別し、収集を実施している。
	12	廃食用油の分別収集実施	○ コンテナ方式で回収をし、バイオディーゼルに精製し、軽油の代替燃料として、市の収集車に使用している。
	13	リサイクルステーションの維持	○ リサイクルステーションと市内5ヶ所に日曜リサイクルステーションを開設し、排出環境の充実に努めている。
	14	古紙リサイクルステーション利用促進のための情報発信	○ 市内5ヶ所に開設し、市ホームページ、広報いわた、ごみ分別ガイドブック等で発信している。
	15	雑紙等、利用の少ない資源の分別促進のための情報発信	○ 市ホームページ、広報いわた、ごみ分別ガイドブック等で発信している。

項目	具体的施策		取組み状況	
補助事業 の実施	16	生ごみ堆肥化容器設置費 補助金交付制度の継続	○	生ごみ堆肥化容器を設置した家庭に半額 (上限1基あたり3,000円)の補助金を交 付している。
	17	古紙等資源集団回収事業 奨励金制度の継続	○	市内で発生する古紙や空き缶等を集団回収 する団体に、回収量に応じて奨励金(1kg あたり4円)を交付している。
処理施設 における 資源化	18	磐田市クリーンセンター における剪定枝などの木 くずのチップ化実施	○	搬入された剪定枝のチップ化を実施し、希 望者へ提供している。
	19	磐田市クリーンセンター における灰溶融スラグ、 メタルの有効利用	△	焼却灰からスラグ及びメタルを生成した が、需要低迷等の課題があり、令和3年度 から民間業者による資源化に取り組む。
	20	粗大ごみ処理施設におけ る金属類の回収	○	中遠広域粗大ごみ処理施設で回収し、破 砕、圧縮、梱包などの処理をし、資源化し ている。

②ごみの適正な処理の推進

項目	具体的施策		取組み状況	
収集運搬 体制、 処理体制 の検討	21	家庭ごみ収集カレンダー ー、ごみ分別ガイドブッ クの作成	○	回収日時や分別方法、品目ごとの分別早見 表などを掲載し、全戸配布し、周知・啓発 をしている。
	22	一般廃棄物の効率的な収 集体制の構築	○	家庭ごみの収集エリアを4エリアに再編 し、効率的で安定した収集体制を構築し た。
	23	自己搬入の手段を持たな い市民に対する、粗大ご みの戸別収集の実施	○	自己搬入の手段を持たない家庭に、有料で 戸別収集を実施している。
	24	ごみ集積所設置等補助金 制度の継続	○	ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の半 額(上限150,000円)の補助金を自治会に交 付している。
	25	磐田市クリーンセンター における熱エネルギーの 有効利用	○	ごみを燃やす熱を利用し、発電及び厚生会 館、温水プールに温水を供給することでエ ネルギーの有効活用を図っている。

項目	具体的施策		取組み状況
収集運搬体制、処理体制の検討	26	排出抑制及び再資源化による最終処分場の延命化	○ 破碎ごみを可燃ごみに変更した。(H26) 焼却灰の資源化に取り組んでいる。
	27	最終処分の在り方の検討	○ 中遠広域事務組合及び構成市町で検討を進めた結果、最終処分場の建設よりも民間委託が有利との結論が出たことから、今後、民間委託による資源化・最終処分を進めていく。
審議会との連携	28	磐田市廃棄物減量化等推進審議会において一般廃棄物処理計画ほか各種施策の審議	○ 年間3回程度開催し、ごみ減量やリサイクル等に関する各種施策について審議をしている。
不法投棄・災害廃棄物	29	不法投棄対策に関するパトロールの強化、啓発活動の推進	○ 市職員及び委託業者による監視パトロールと不法投棄ごみ回収や、不法投棄防止啓発看板の貸し出し、環境美化指導員による地域の見回り活動、警察や県との合同パトロール及び情報提供、春秋の環境美化活動等を実施している。
	30	資源物持ち去り行為に関するパトロールの強化、警察等との連携	○ 条例を一部改正し、持ち去り行為に対する罰則規定を設けた。(H26) 市職員によるパトロールを定期的を実施し、警察と連携し、対応している。
	31	災害廃棄物の仮置場の確保、広域的処理体制の構築	○ 災害廃棄物処理計画を策定、改正し、仮置場候補地の見直しや災害協定の締結を進めている。

③その他、新たな取組み

項目	具体的施策		取組み状況
協定締結	32	レジ袋削減に向けた協定の締結	<input type="checkbox"/> 市内に店舗のある15社(33店舗)と「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を結び、レジ袋の削減に取り組んでいる。
市民への取組み	33	ごみ減量、リサイクル啓発DVDの作成	<input type="checkbox"/> 分別説明会や市ホームページで、周知・啓発をしている。
	34	ごみ分別アプリの作成	<input type="checkbox"/> パソコンやスマートフォンで、ごみ出しルールの周知・啓発をしている。
	35	外国語版分別ガイドブック、ごみの出し方DVDの作成	<input type="checkbox"/> 分別説明会等で、外国人に向けたごみ出しルールの周知・啓発をしている。
事業者への取組み	36	事業者向けのごみの分け方・出し方パンフレットの作成	<input type="checkbox"/> 市内事業所への配布や、市ホームページで事業系ごみの排出者責任や適正処理、リサイクル等の周知・啓発をしている。

(4) 令和3年度の主な取組みについて

①ごみの削減に向けた取組み

「食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定」の締結

令和3年6月30日に14社（32店舗）と協定を締結
ゼロカーボンシティに向けた取組みの第一歩として、賞味期限間近な食料品の割引販売やプラスチック製品（ペットボトル、トレイ等）の回収へのポイント付与などを実践することで、食品ロスやプラごみ削減を市民に呼び掛ける。



磐田市クリーンセンターの焼却灰の資源化

焼却灰の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的に資源化するとともに、最終処分場への埋立処分量の削減を図る。

②ごみゼロ（5/30）の日 イベントによる雑紙の排出方法の周知

雑がみ530（ごみゼロ）スタンプラリーを初開催

リサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、スタンプラリーを実施

- ・実施期間：令和3年2月25日（木）～令和3年5月30日（日）
- ・対象：市内在住で小学生以下の子どもがいる世帯
- ・記念品：しっぺいトイレトペーパー 世帯で1個
- ・実績：366.4kgの雑がみを回収し、しっぺいトイレトペーパーを101個配布



◎現在は磐田市クリーンセンターの施設見学に来場した小学生を対象に実施

③広報いわた・市ホームページ等での啓発

広報いわた

令和3年6月号 リサイクルステーションでの試験回収を継続

令和3年7月号 生ごみダイエットにチャレンジ！

今後も3R推進、食品ロス削減月間の啓発等について掲載予定

磐田市ホームページ・ごみ分別アプリ

ごみの分別やごみの減量等について、パソコンやスマートフォンで随時情報発信

④10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

展示コーナーの活用による啓発

3R（リデュース・リユース・リサイクル）と食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎やひと・ほんの庭にこっと展示コーナーで啓発を行う。



⑤ごみの減量や再資源化の推進

生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付する。

令和2年度：設置基数 100 基（申請件数 77 件）



古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や空きびん、空き缶などを回収する団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付する。

令和2年度：回収量 約 1,723t（登録団体数 165 団体）

⑥資源ごみ回収の推進

リサイクルステーション

開設日：月曜～金曜（祝日を除く） 8時30分～17時

毎週日曜 9時～11時

回収品目：プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、ペットボトル
廃食用油、蛍光管、乾電池、古着類、使い捨てライター
新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、パソコン、スプレー缶
金属ごみ、ガラス、陶器、羽毛ふとん

〔 資源化の推進に向けて回収方法を検証するため試験回収を実施 〕
実施日：令和3年3月30日（火）～令和4年3月31日（木）

令和2年度：開設日数 245 日 利用者数 35,216 人



日曜リサイクルステーション

開設日：日曜 9時～11時

（毎週：磐田 第2：福田 第3：竜洋、豊岡 第4：豊田）

※令和3年度より、磐田地区（第1日曜）の開設日を毎週日曜日に拡充

令和2年度：開設日数 48 日 利用者数 10,691 人

古紙拠点回収（市内5ヶ所）

令和2年度：回収量 約 118t

⑦施設見学会、ごみの分別説明会

ごみ減量及びリサイクル推進の意識啓発を図るため、小中学生を対象としたごみの分別説明会を実施

令和2年度の磐田市クリーンセンターの施設見学は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止したが、令和3年度は感染症対策を講じて実施

令和2年度：開催回数 15 回 参加人数 1,075 人



広報いわた 令和3年3月号

リサイクルステーション（新島252-2）をご利用ください

日曜日の開設日を拡充

毎月第一日曜日に開設しているリサイクルステーションを4月4日(日)から毎週日曜日に拡充して開設します。回収品目は、ごみ分別ガイドブックや家庭ごみ収集カレンダー、市ホームページをご確認ください。

▼開設時間／毎週日曜日 午前9時～11時(月～金曜日は午前8時30分～午後5時、ただし祝日は除く)

金属製品などの試験回収を実施

3月30日(火)から6月30日(木)まで、ご家庭で不用となった金属製品、ガラス、陶器、羽毛ふとんの試験回収を行います。それぞれ分別して専用のコンテナへ出してください。

▼回収できる物／金属製品…なべ、フライパン、やかん、一斗缶 ガラス…食器、花瓶、板ガラス 陶器…食器、花瓶、植木鉢 羽毛ふとん…ダウン率50%以上の羽毛ふとんのみ回収(品質表示欄を確認)

☎ごみ対策課 37-4812

FAX 36-9797

ページ番号…1004162

1009201

広報いわた 令和3年6月号

リサイクルステーション（新島252-2）での試験回収を継続

家庭で不要となった金属製品、ガラス、陶器、羽毛ふとんの試験回収を行っています。皆さんのご協力により、安定した回収ができているため、試験回収を令和4年3月末まで継続します。▼回収できる物／金属製品…なべ、フライパン、やかん、一斗缶 ガラス…食器、花瓶、板ガラス 陶器…食器、花瓶、植木鉢 羽毛ふとん…ダウン率50%以上のみ▼開設時間／月～金曜日は午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始を除く) 毎週日曜日は午前9時～11時(年始を除く)

そのほかの回収品目は、ごみ分別ガイドブックや家庭ごみ収集カレンダー、市ホームページをご確認ください。

☎ごみ対策課 37-4812

FAX 36-9797

ページ番号…1001466



生ごみダイエットにチャレンジ！

☎ごみ対策課（磐田市クリーンセンター内） ☎ 0538-37-4812 FAX 0538-36-9797

ごみ出しがラクに！生ごみはしっかりと水切りを

皆さんが排出する家庭ごみの約3割が生ごみです。

生ごみは水分を多く含んでいるため、腐敗や悪臭の主な原因となっています。生ごみの水切りを行えば、嫌な臭いが減り、ごみが軽くなってごみ出しもラクになります。次のポイントを参考にしてごみの減量にご協力ください。

生ごみ減量のための4つのポイント

ポイント① 濡らさない



野菜の皮やヘタなどは、水のかかる三角コーナーへ入れないようにしましょう。チラシなどでつくった紙箱に入れるのもアイデアです。

※紙箱の折り方は市ホームページで紹介しています

ポイント② しぼる



生ごみはネットに入れて捨てる前にギュッとひと絞りしましょう。水切り器を使えば、直接触れないで絞れます。

ポイント③ 乾かす



果物の皮などは細かく切り、チラシや新聞紙の上などに広げて乾かしましょう。腐敗による嫌な臭いやぬめりを防ぐことができます。

ポイント④ 堆肥化する



生ごみを堆肥化容器で堆肥にして庭や畑で再利用しましょう。購入費の補助制度は下記をご確認ください。

生ごみ堆肥化容器の購入費補助制度

▶対象となる物

- ・コンポスト型容器
- ・EM ぼかし容器



底部がなく地面に直接設置する容器



庭や畑のない場所で設置できる密閉された容器

※電気を使用する生ごみ処理機は除く

▶対象者

市内在住者

▶補助額

- ・1基あたり容器購入費用の2分の1で上限3,000円（100円未満切り捨て）
- ※商品券や各店が発行するポイントなどで支払われた部分は対象外
- ・年度ごとに1世帯2基まで

ごみ収集作業員のマスク着用について

ごみ収集作業では、引き続き新型コロナウイルス感染防止に細心の注意を払いながら業務を行っています。

なお、気温・湿度の高い中での作業であり、熱中症防止のため収集作業員はマスクを外して作業する場合があります。ご理解をお願いします。

令和3年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、定めるものである。

1 基本方針

廃棄物の処理計画策定に当たっては、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び浄化槽法の趣旨により、廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、以下についてその推進を図り、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

- (1) 廃棄物の収集体制の確立
- (2) 清掃作業の効率的運営
- (3) 廃棄物の減量化・再資源化
- (4) 清掃思想の普及

2 計画期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

3 計画区域 磐田市全域

4 一般廃棄物の排出量見込み

(1) 磐田市における令和3年度の一般廃棄物の排出量見込みは、次のとおりとする。

排出量見込み	排出量	内 訳		
		可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量	27,630 t	24,000 t	3,290 t	340 t
直接搬入ごみ量	16,730 t	15,500 t	750 t	480 t
資源集団回収量	2,000 t		2,000 t	
合計	46,360 t	39,500 t	6,040 t	820 t

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	内訳	
	し尿	浄化槽汚泥
28,200 kℓ	4,200 kℓ	24,000 kℓ

5 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 市が講ずべき方策

ア 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

- ① 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他必要な事項について審議する。

イ ごみの減量・リサイクルの推進

① 令和3年度の新たな取組み

- (a) 市民団体・事業者・市で取り組むレジ袋削減に向けた協定内容を見直し、新たに食品ロスとプラスチックごみ削減に向けて、相互に協力、連携して取り組む。
- (b) 日曜リサイクルステーションの開設日を拡充し、市民の排出環境の向上を図る。
- (c) 焼却灰の一部処理を民間施設に委託し、効率的・安定的な資源化を行う。また、リサイクルステーションで「金属ごみ」、「ガラス」、「陶器」、「羽毛ふとん」の試験回収を行い、資源化の推進に向けた回収方法を検証する。
- (d) 市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、雑がみ 530（ごみゼロ）スタンプラリーを実施する。

② 継続する取組み

- (a) 資源回収の奨励金交付と生ごみ堆肥化容器の設置費補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- (b) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動を行う団体を支援することにより、3R活動の推進と市民の意識を醸成する。
- (c) マイボトルやマイバッグの持参を推進することで、使い捨てプラスチック製品の排出抑制に努める。
- (d) 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要性について啓発するとともに、広報やホームページ等を通じて、ごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- (e) 広報やごみ分別アプリ等でごみ減量の意識啓発を行うことで、雑がみの資源化や生ごみの水切りを促進する。
- (f) 軽トラ市等のイベントや展示ブースで食品ロス削減等の啓発を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。
- (g) リサイクルステーションで資源ごみを回収するほか、古紙・古布の拠点回収、パソコン・携帯電話等のBOX回収を実施する。
- (h) 磐田市クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。

ウ ごみの適正処理

- ① 発生するごみの量をできるだけ抑え、再使用、再生利用に取り組んだ上で、排出されるごみについて、適正な収集と処理をするためのルールづくりを進める。
- ② 磐田市クリーンセンターで搬入物調査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみからの紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や収集運搬許可業者に対し可燃ごみへ産業廃棄物が混入されないよう指導を行う。

(2) 市民が講ずべき方策

ア 市が示すごみ出しのルールを遵守し、自治会等が管理している地域のごみ集積所へ収集日の朝 8 時までには排出するものとする。

イ 市民は廃棄物の排出削減に努め、再生品の使用等により再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、廃棄物の減量や適正な処理に関して市の施策に協力するために、以下のことに努めるものとする。

- ① マイバッグを持参し、レジ袋・紙袋を断ることで、ごみの排出抑制に努める。
- ② 簡易包装商品や詰め替え用商品、リターナブル容器入り商品を選択することで、ごみの排出抑制に努める。
- ③ 使い捨てのプラスチック製ストローやペットボトル等の使用を減らすことで、ごみの排出抑制に努める。
- ④ 食材の買い過ぎを防ぎ、食材を使いきる、食べきることで、食品ロスの削減に努める。
- ⑤ 生ごみを排出する時はひとしぼりする等、水分を切るための策を講じることで可燃ごみの削減に努める。
- ⑥ 家庭から排出される古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール等）は自治会等で実施する資源回収や回収ステーション等へ排出することで、資源化に努める。
- ⑦ 市が開設するリサイクルステーションを活用し、資源ごみの適正な排出と資源化に努める。
- ⑧ ごみ分別アプリや広報等で市から発信される情報を利用し、適正な排出に努める。

(3) 事業者が講ずべき方策

ア 事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関して市の施策に協力する。

- ① 市が作成する事業者向けのパンフレットやホームページ等で市から発信される情報を活用し、ごみの減量や適正処理、資源化に努める。

イ 事業者は、排出者責任、拡大生産者責任を自覚し、事業活動に伴って生じるごみを自らの責任において適正に処理し、使い捨て商品・容器の販売の自粛や包装の簡素化等に努めるものとする。

ウ 再生品の原材料としての利用の促進及び回収体制の整備等、資源化への取り組みを推進するものとする。

6 収集計画

分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物を除く一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）

(2) 家庭ごみの分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、ごみ集積所から収集する。

分別項目	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。ただし、硬質プラスチック類は、可燃ごみ専用袋に入る物のみとする。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束又は2袋まで排出可能とする。 ③1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	週2回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月1回
空きびん	無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック製容器包装	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。	週1回
金物・小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	月1回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。(電池、水銀入り体温計、蛍光管など)	
埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に2袋まで、かつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	

(3) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は次の方法により処理するものとする。

ア 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。

イ ア以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭ごみとして処理を行う。

(4) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）の処理

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

(5) 粗大ごみ等の処理

粗大ごみ等は次の方法により処理するものとする。

ア 市が指定する処理施設へ搬入する。

イ 市の粗大ごみ戸別収集制度を利用する。

(6) 資源ごみの回収

リサイクルステーションを開設し、資源ごみを無料で回収する。

受入日時		実施場所	
月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	8:30～ 17:00	リサイクルステーション	新島252-2
毎週日曜日 (年末年始を除く)	9:00～ 11:00		
第2日曜日		福田交番西向かい	福田2483
第3日曜日		竜洋古紙ストックヤード	平間1613-1
		豊岡支所南側駐車場	下野部48
第4日曜日	磐田市防災備蓄ステーション(旧豊田支所)北側駐車場	森岡150	

7 市が収集しないごみ

ア 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。

品目	処理の方法
自動二輪車 (原動機付き自転車を含む。)	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定取引窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

イ 処理施設において処理が困難なごみ

品目	処理の方法
プロパンガスボンベ (家庭用カセットボンベを除く。)	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、オイル (植物性油を除く)	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車の解体部品 (タイヤ、ホイール、ドア、燃料タンク等)	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
バッテリー、ピアノ、太陽光パネル、石膏ボード、農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者又は購入店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

8 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
可燃ごみ	39,500 t	1,960 t	磐田市クリーンセンター

(2) 資源ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
空きびん	720 t	715 t	磐田広域リサイクルセンター
ペットボトル	170 t	165 t	
プラスチック製容器包装	1,500 t	1,490 t	中遠広域粗大ごみ処理施設 長沼商事(株)
金物・小型電化製品	1,190 t	740 t	
有害ごみ			
パソコン・携帯電話			
使い捨てライター			

9 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

処理対象物	最終処分計画量	施設名
埋立ごみ	820 t	中遠広域一般廃棄物最終処分場
焼却残渣	1,950 t	
破碎残渣	295t	

10 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) し尿

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者による業者間地域割とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハンモト	磐田市中泉2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南258	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハンモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南258	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

ア 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 清掃を行う者とその清掃地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であって、浄化槽法第35条第1項の規定により許可した業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南258	豊岡地区

ウ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

(4) ごみ

ア 家庭ごみ

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市または市から委託された業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
磐田市	磐田市刑部島301	市内全域
磐田広域環境整備事業共同企業体	磐田市小中瀬722	市内全域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田358-2	
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内1750-3	福田・竜洋地区
(有)大橋商事	磐田市池田703-1	豊田・豊岡地区

③ 収集運搬方法

委託業者が業務委託契約書にて定められた方法で、公衆衛生に十分配慮し収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

ごみの区分	処理主体	処理の方法
可燃ごみ	磐田市クリーンセンター	焼却処理 資源化
空き缶	民間事業者	資源化
空きびん	磐田広域リサイクルセンター	(財)日本容器包装リサイクル協会指定の再商品化事業者(以下、容リ協ルート)により資源化
ペットボトル	磐田広域リサイクルセンター	容リ協ルートにより資源化
廃食用油	民間事業者	資源化
プラスチック製容器包装	中遠広域粗大ごみ処理施設	容リ協ルートにより資源化
金物・小型電化製品	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化
有害ごみ	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化
埋立ごみ	中遠広域一般廃棄物最終処分場	埋立処分
古紙・古布	民間事業者	資源化
粗大ごみ(戸別収集)	磐田市	分別後、各施設へ搬入

イ 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した業者とする。

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘515
(有)大橋商事	磐田市池田703-1
(有)オカダ商店	浜松市南区楊子町1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原110
(有)久野商店	浜松市南区崩野町219
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷231-32
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅1220-18
(株)三共	浜松市南区田尻町203-1
(株)タマヤ	浜松市南区鶴見町2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内1750-3
(有)深田商店	磐田市下野部1138-2
富士勝飼料(株)	浜松市北区三方原町2142-5

名 称	所 在 地
(株)プラントフード・ニシムラ	袋井市大谷 1 2 4 3 - 8
丸九環境整備(有)	浜松市南区瓜内町 2 4 1
(株)ミダック	浜松市東区有玉南町 2 1 6 3
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 2 2 6 - 4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中区神田町 7 5 8
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 6 3 4 - 1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 4 1

③ 収集運搬方法

許可を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却するものとする。

⑤ 一般廃棄物処理業者の新規許可

本市及び既存の許可業者による一般廃棄物の処理（収集若しくは運搬又は処分）が困難な状況にはないため、法第 7 条第 5 項又は法第 7 条第 10 項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規の許可は行わない。ただし、災害などの事由により一般廃棄物の処理が困難と判断した場合には、この限りではない。

ウ 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法施行規則第 2 条第 2 号の規定により市から収集運搬の指定をされた業者とする。

名 称	所 在 地
(有)九十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 4 6 0 - 2

③ 収集運搬方法

指定を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理主体

廃棄物処理法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市から一般廃棄物処分業の指定を受けた業者に搬入の上、処理及び処分するものとする。

名 称	所 在 地
(有)九十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 2 2 6 - 4
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 4 6 0 - 2

エ 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物処理法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

オ 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、11(2)で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

カ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

11 一般廃棄物の処理施設に関する事項

(1) し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂2066	し尿6kl/日、浄化槽汚泥92kl/日 直接脱水+希釈・下水道放流

(2) ごみ処理施設等

ア 可燃ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市クリーンセンター	磐田市刑部島301	112t/日×2炉（焼却炉） ストーカ式焼却炉

イ 不燃物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝59-1	49.2t/5h せん断式破碎、圧縮・梱包、水銀回収

ウ 不燃物処分場

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
中遠広域一般廃棄物最終処分場	周智郡森町一宮3606-3	埋立容量199,806m ³ 準好気性埋立（セル・サンドイッチ方式）

エ 資源物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力
松岡紙業㈱	磐田市西島549-2	115.12t/日

オ リサイクル保管施設

名 称	所 在 地	施設能力
磐田広域リサイクルセンター	磐田市小中瀬 7 2 2	保管可能容量 6 5 8 m ³
中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝 5 9 - 1	保管可能容量 1 3 2 m ³

カ 再資源化施設

名 称	所 在 地	再資源化物
産業振興(株) 関東スクラップセンター	磐田市飛平松 2 3 8	缶、金属類
(株)野末商店 稗原工場	磐田市竜洋稗原 6 0 3	
長沼商事(株)	埼玉県所沢市林一丁目 3 0 6 - 7	スプレー缶、使い捨てライター
松岡紙業(株) 磐田営業所	磐田市西島 5 4 9 - 2	古紙類、古布
(株)山治紙業 磐田営業所	磐田市駒場 7 1 7 7 - 1	
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 6 3 4 - 1	古紙類、古布、金属類
(株)東海ケミカル	磐田市東平松 1 2 4 8 - 4	廃食用油
(財)日本容器包装 リサイクル協会	東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 4 - 1 郵政福祉琴平ビル	プラスチック製容器包装 ・(株)グリーンループ (菊川市)
		ペットボトル ・ジャパンテック(株) (茨城県笠間市)
		ガラスびん (無色・茶色) ・(有)大原ガラスリサイクル (岩倉市) ガラスびん (その他の色) ・トーエイ(株) (愛知県東浦町)
(有)武田商店	浜松市中区上浅田一丁目 1 - 5	ガラスびん (リターナブルびん)
トーエイ(株)	愛知県知多郡東浦町大字藤江字 南栄町 1 - 3 8	ガラス、陶器
(株)丸八真綿	袋井市中新田 1 7 1 0	羽毛ふとん
中部リサイクル(株)	愛知県名古屋港区昭和町 1 8	焼却灰
中央電気工業(株)	茨城県鹿嶋市大字光 4	
メルテック(株)	栃木県小山市大字梁 2 3 3 3 - 2 9 神奈川県横須賀市長坂 2 - 1 - 1	
三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4 7 1 3	
ツネインカムテックス(株)	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 2 5 0 - 1	

(3) 廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号の規定により市より一般廃棄物処分業の指定を受けた施設

ア 再生活用

名 称	所 在 地	取扱う一般廃棄物の種類
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘226-4 (事業所) 磐田市上神増1021 磐田市塩新田300	剪定枝葉、生木雑草、藁、藁畳、 籾殻、木屑
(有)九十産業	磐田市大久保767-25	生木、草、竹、根株
金井 靖裕 (養豚業)	磐田市藤上原533-30	食品残渣
長谷川 正治 (養豚業)	磐田市向笠西460-2	食品残渣